

小諸市公園クリーン活動奨励金について ～育てようみんなの公園～

Q1 「公園クリーン活動奨励金」とは？

A 市民のみなさんに、身近な公共空間である公園に愛着を持ってお世話をしていただくことにより、公園の美化と地域のコミュニティ形成の場として活用していただくボランティア活動に対して奨励金を交付する制度です。

Q2 どのような団体が対象になりますか？

- A 次に掲げる団体が対象となります。個人は対象になりません。
- (1) 小諸市自治基本条例（平成 22 年小諸市条例第 1 号）第 3 条第 4 号に規定する区その他の地域自治組織及びこれに準ずる市民団体
 - (2) 育成会又は PTA その他の青少年健全育成の活動を行う団体
 - (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
 - (4) 前 3 号に掲げる団体のほか、市長が特に認める団体

Q3 どのような活動をすれば良いですか？

A 以下の作業の実施をお願いします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 清掃（月 1 回以上）(2) 除草または草刈（年 2 回以上） |
|--|

その他、公園の形態や団体の実情に応じて、低木の刈り込み、花壇管理などを追加することもできます。ただし、奨励金は同額です。

また、下記を発見した場合は、遅滞なく市へご報告をお願いします。

- ・遊具の盗難、損傷又は故障等が発見したとき
- ・樹木に害虫等が発見したとき
- ・公園施設(フェンス、照明灯等)に異常を発見したとき

Q 4 交付される奨励金の額について知りたいのですが？

A 1 団体につき

公園クリーン活動を実施した面積 1 平方メートル当たり 25 円/年で算出した額（100 円未満の端数は切り捨てを行い、その限度額は 120,000 円。）となります。ただし、対象面積が 60 平方メートル以上 240 平方メートル未満のときは 6,000 円/年となります。60 平方メートル未満のときは奨励金の支給はありません。

※ 活動期間が 1 年に満たない場合は、月割でのお支払いとなります。

Q 5 ボランティアには公園に対する責任や権限はありますか？

A 公園の美化や地域コミュニティの活性化を小諸市と協働で行うためのボランティア組織ですので、いわゆる管理上の責任と権限はすべて小諸市にあります。

たとえば、遊具の故障が原因で事故が起こった場合に、ボランティアに責任が生じることはありません。

また、公園内に物を設置したり、イベントやスポーツ大会など、広場やグラウンドを独占的に使用する場合には、小諸市の許可が必要になります。

Q 6 公園クリーン活動の作業中に発生した事故等についてはどうなりますか？

A 小諸市では、公園クリーン活動中の事故により被災した方へ、規定の範囲のお見舞金をお支払いする保険（市民総合賠償保障保険）に加入しています。万一、事故が発生した場合は、遅滞なく小諸市都市計画課へ連絡し相談して下さい。

安全には十分注意して作業を行うようお願いします。

Q 7 公園クリーン活動に必要な手続きや書類はどのようなものですか？

A 小諸市役所都市計画課に備え付けの所定用紙（実施協議書兼奨励金交付申請書）に必要事項を記入のうえ、申し込みをお願いします。なお、所定用紙は小諸市ホームページからもダウンロードできます。

また、翌年 3 月分の活動終了後に、実績報告書等を提出していただきます。

【お問合せ】

小諸市建設部都市計画課まち整備係

TEL 0267-22-1700 FAX 0267-24-3570

E-mail tokei@city.komoro.nagano.jp